

目 次

第1章 計画策定の趣旨等

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の目的	2
3. 計画の法的根拠と位置付け	3
4. 計画の期間	6
5. 区域の設定	6
6. 計画の推進体制	9
【参考】障害福祉サービス等の体系と種類	10

第2章 長崎県における障害児・者の現状

1. 障害児・者の数	
(1) 身体障害	14
(2) 知的障害	16
(3) 精神障害	17
(4) 依存症	18
(5) 発達障害	18
(6) 高次脳機能障害	18
(7) 難病等	19
2. サービス提供等の現状	
(1) 障害福祉サービス等の利用状況	20
(2) 障害児支援等の利用状況	21
3. 障害保健福祉圏域ごとの現状	
(1) 長崎圏域	22
(2) 西彼圏域	24
(3) 佐世保圏域	26
(4) 県北圏域	28
(5) 県央圏域	30
(6) 県南圏域	32
(7) 五島圏域	34
(8) 上五島圏域	36
(9) 壱岐圏域	38

(10) 対馬圏域	40
-----------------	----

第3章 重点的に取り組む施策

1. 成果目標と目標達成のための方策

(1) 施設入所者の地域生活への移行	42
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	44
(3) 地域生活支援拠点等の整備と機能の充実	46
(4) 福祉施設から一般就労への移行	48
【参考】特別支援学校高等部及び高等部専攻科卒業後の状況	51
(5) 障害児通所支援等の地域支援体制の整備	51
(6) 相談支援体制の充実・強化等	55
(7) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための 取組に係る体制の構築	56

2. その他障害児・者の地域生活支援を円滑に実施するための方策

(1) 障害者等に対する虐待の防止	58
(2) 意思決定支援の促進	60
(3) 障害者等の文化芸術活動支援による社会参加等の促進	60
(4) 障害者による情報の取得利用・意思疎通の支援	62
(5) 障害を理由とする差別の解消の促進	62
(6) 事業所における利用者の安全確保に向けた取組や 研修等の充実と人材育成	63
(7) 発達障害児・者への支援体制の整備	64
(8) 依存症対策の推進	67
(9) 視覚障害者等の読書環境の整備の推進	68
(10) 難病患者等への支援体制の整備	68

第4章 指定障害福祉サービス等の見込量とその確保のための方策

1. 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援、 指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量	70
2. 障害児通所支援、障害児入所支援、 障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量	73

第5章 県が実施する地域生活支援事業

1. 専門性の高い相談支援事業	
(1) 発達障害者支援センター運営事業	76
【参考】発達障害者支援センター運営事業	77
(2) 高次脳機能障害支援普及事業	77
【参考】高次脳機能障害の支援体制	78
(3) 障害児等療育支援事業	79
2. 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	
(1) 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	79
(2) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	80
3. 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	81
4. 広域的な支援事業	
(1) 相談支援体制整備事業	81
(2) 精神障害者社会参加促進事業	82
(別表1) 障害福祉サービス等見込量 (圏域・市町毎、サービス区分別)	84
(別表2) 障害児通所支援サービス等見込量 (圏域・市町毎、サービス区分別)	110